

水田百二十号

學		大
版冊	冊記	號番
六	壹	一五
學校	縣中	滋賀

田口  
卯吉著

日本開化小史

卷之三

5  
3

2/10.1  
5/2  
Vol 3

田口卯吉著

# 日本開化小史

田口氏藏版

日本開化小史卷の三目録

## 第五章

鎌倉政府治世の間小政府と大名との關係變せし事

王室よて鎌倉政府を覆はんとせらる事

王室援助くるを正道なきと稱贊する源由

楠氏の武略

鎌倉政府の滅亡

後醍醐の治世規律なき事

武人望を失ひ源氏の二胄を奉戴する事

南北朝の戦





第六章

南北戦争の後國家に有様一新せし事

封建の分子膨脹の源由

大名の權強くして統一の政府ふし事

豪族の驕奢甚たしくして開化の器藝進みし事

日本の人民此豪族の配下小苦む有様

應仁の亂

戦國の事

日本開化小史卷之三

田口卯吉著

第五章

鎌倉政府の滅亡より  
南北朝の戦まで

鎌倉政府の組立ハ緻密にして善く國家の權衡を保ち

しうて海内久しく穩うふして人民泰平の澤と樂みし

事ハ如とも其泰平こそ實に後來の禍と胚胎して其政

府を滅亡せしむ此を見えしものを抑へ前章に説き示

せし如く鎌倉政府ハ關東有功の武士に守護或は地頭

を補して諸國に配布したるを彼の剛勇にして死を惜

まざる土着の武夫と統管せしむる此主意より出て地方

を制するの策に成りしとみ此とも數世に經る小及び



日本開化史 卷三  
て此守護地頭等も又諸國の武夫の一人をふりて最早  
政府の爲小計りの人にあらずを所謂集惡のまの成鎮む  
る人々へあらずて寧ろ集惡のまを揀選とて變りたり  
是も其いつれなき小計りを抑へ人情の忠義を知り  
利害を共すすの爲も此あり彼の守護地頭等が  
當初關東の忠臣たりし所以のまれば政府と痛癢利害  
を共すすたるが爲も其職を鎌倉より命を命所に  
去り親族友人も多く關東あり言語風俗も關東は親  
密にして關東の事を惡く言はざりしへ自己よて  
肩身狭く思ふ程なりしが爲りたる然れども違ふ者益  
く疎き人情の常好きを數世の後小及びて友人と

既而去り親族等も互に打忘る政府は此關係も次第  
弛り却て其土地に人民と親密になり其生土小愛情  
を生じ其武夫と痛癢利害を共す其國人の榮辱を就  
てハ自己亦た喜怒を同する小至れりしかれを始りハ  
政府の爲り小武夫は姦濫を抑へ其高名心を制し  
とも終りにハ武夫を使用して自己の高名を輝かせん  
と成心掛かり且つ其守護地頭は職ハ代り武夫に長  
たかものありて應令の郎黨を養ふべきならざる定めり  
なきを末代も及びてハ式目の制を背きて地頭より盜  
賊を平けたる功を誇りそのも見えたりされを守護  
地頭ハ外形ハ變化を計りとも内實は於てハ最早鎌



倉政府と利害を共ふを信ずるものと見え、鎌倉政府と忠節と盡すものとも見え、純然たる封建の一貴族にして政府を其他の黨派なき自己に利益あり方、武夫と帥ひて馳加らんとする有様とふれり。社會の有様もやうに變化し、守護地頭と政府との關係大に緩み、その彼の祖先の時は威ふり、武勇の氣、此時小及びても更に衰ふ事なく、却て豪勇の氣風久しく打纏ひ存する為、更に然諾と重むの氣と武夫小與たたふ如く抑へ道理浅考へ是非と質を、無學の武夫の天性好まぬ處を其與ミする所、必必きしと正邪曲直と問ふを國家小利害ありに關せ

を唯た一度興力したる人の為り小を死に至るまで變ぜざるを以て快とし、世の人も是を見て天晴れ大剛の者やと稱したり、此等の實例は當時此史上小歴々たり、蓋し任侠を尊ひ一諾と重むの氣と所謂爲し難きを爲さんと心の小發する所の如きは彼の勇敢剛猛の武夫等小此風俗ありを固く驚く小足らざるなり、社會の有様此の如く人心の有様此の如き、及んで鎌倉政府を宜しく舊例を墨守せしめて適當の處分を施さば、べららざるべし、小凡て隱然の變化を容易に認め得難き者なり、おゆゑに此を防ぐの術小心付さざるのみならず、泰平小狎ま驕傲の風自ら出で來りて地方



の武族も對するも復た祖先の如く敬禮を盡さず不  
く其自ら居るも復た祖先の如く謙謹ふるをれ一殊  
小末代に至りては政府の威權全く北條氏の家臣の手  
に落ちて假令外部の撞動なきも内部も潰裂の勢と  
乘さんとす所の有様なりき  
是れ千九百九十年の頃小至るまで社會の内は胚胎  
たりし現像なきをうくふ時小及びして九十六代の天皇後  
醍醐鎌倉政府と打滅し公家一統の世となさんと此隱  
謀を企てらまはし抑く此事一朝一夕の故小あらざる二  
千年代の始り小皇統二流に分ちれ一と大覺寺殿と稱  
一と後醍醐院殿と稱を此兩流共し八十九代の後醍醐

天皇は出でてたつも此の益し承久の亂後鎌倉政府  
の威權漸く王室及び繼位の君と選ひ奉り事共あり  
うを後醍醐院此二子後深草第二子龜山第三子の子孫  
繼位と争ひつゝに至りて之を選むの權多全く鎌倉政  
府の手小落ちたり鎌倉政府は是時の前小攝政の特權  
と專有せり氏族を五流に分ち相争はしりて以て大  
其威權を殺きたる事あり故小此兩流の分ちるに及  
ひて大覺寺流と後醍醐院此望成属されし著明なる證跡  
と明り此と王室をして常小鎌倉政府に委頼せ  
しりんを為りし兩流交立の議を定めたり然るに此事  
其期を待たず得るして却り大覺寺流の激怒を醸し終





小後醍醐に至りて最も其意を伸んとぞせう此け不然  
 まども此時猶ほ藤原氏以來の柔弱此氣風京洛の間  
 盛なりて王家も公家も皆ふ此暗霧小掩ハ此れを後  
 醍醐の是隱謀と企てらるゝ小於く唯た頼心所々當時  
 強大なる僧黨と然諾を重きは大名との武力を藉りて  
 政權を王室に復せんとも多事及び従前より此慣手法  
 なる呪咀祈禱を以て怨敵を退散せんとも多事此二事  
 小限此より北條氏の政道の衰へたりと雖も未だりく人  
 頼をなき金を以て容易に打撃をへららば玉りたり  
 回小敗走二回三敗れて謀り與ふ公家僧侶武士等ハ  
 夫々の刑に處せらる天皇西州小幸して波風も静か

四海の内又治まらぬらんとも見えたり  
 凡て人親の沈淪せしを見る小忍びさ風雨の集ふ小別  
 手て高貴の人此零落したるは人の心成傷ま志む  
 かのそあり信ふべし珠小神孫の教へむと治祿の時に  
 常りて社會の上位小立きせりゆ、天皇の身に置き處  
 なるまては落ぶれ玉ふを見よ小於てハ之を臣子た  
 きれ之黙止する能はざるなり況して然諾を重  
 小死後恐まざる此氣風盛るの世小於てとや後醍醐  
 の笠置小在せり影くや捕枝僅く夢を護り六波羅に降  
 きふりや檻與ふ身を汚し玉へりか又類の事共ハ最  
 も嚴しく人情は感衝をゆるすのにて因習の久し小此感



覺、終小世此馴言とふりて之を為小兵伐起を義舉  
として稱し之か爲し命を捨つるを正理として贊す  
小至まり是れ其故なきにあらず蓋し此舉や全く一身  
の私を離れて其身命を抛て他人の利益を計りて  
人々皆ふ是を以て善事を志し心小決し人此最も為  
し難き事を世之に稱して剛の者とせし既に之を  
善事と決し且つ之小高名の存を志し此を數郡を  
領し一隊を帥あり大小名等が内部の感動小激せり  
外部は稱譽小誘惑後醍醐の西行の時小當り既に  
諸方小城廓を築き兵器と執りて鎌倉政府小叛くも此  
多かり

然りと雖も社會の動靜を自ら因襲の餘勢小抑へられ  
て未だ俄に轉換を下さず其の故も此あり鎌倉政府の舉  
措は既し人情の惡む所に出で輿論の正とする所に背  
きて地方の大名等皆能く之小叛かんを以て望むと雖  
も社會因襲の餘勢を藉之と維持を以て小分あり是  
時小當て鎌倉政府は威望既し天下を吞みしれを各人  
皆之に叛きを欲すと雖も又皆ふ之小叛くこと小危  
なり既し之を危むるときは即ち政府の催促小應せざる  
を得る政府の催促小應ずて以て敵小向ふとす即ち  
勇奮して以て勝利を得るは然る勢むべし是れ人情の常  
として社會の事之を為り小靜寧小歸するを寧ろ多加



トベト北條氏の命に従ふもの百萬騎心服せざりものなきふあらざる然れども京攝の地方小轉戦して殆んど諸方の城廓を攻り破り天下亦た承久此昔の如くならんと見えたるを以て其時北條氏の勢は漸く衰へて斯く社會因襲の餘勢も當時の人心を制御するは力と具へたきども一人の智略を以て之と轉覆し遂に其潮流を返動せしめしむるは恐るべきは此時楠正成と云へる人あり千餘の孤軍を以て蕞爾た孤城の内小籠り敢て戦と為さざりしうども實に能く百萬の銳氣を挫き其結合瓦解を敵を以て其攻むる所を知らば亦た其敵其攻むる所と知らず故に鎌倉政府の威望即ち地

ト墮ち之を維持するは繩索次第小池緩ト諸方の武族トして皆を其領地小據て其一族良黨を率ひ鎌倉政府小叛くを敢せしむるは念代胸裏小蓄へしりたり夫も社會の未だ進まざる小當て人心を維持すべきも此を門地の貴賤と兵馬の權力とを先か否を以て人民の權利社會の公益等ハ未だ以て人心を動かしをあるふ是らざりたり鎌倉政府は源家此血統絶えし後ハ君臣の名分既小絶え諸國の家人之小叛くも道德上の罪あるとハ人々此思はざる所あり其泰平と致せしそのも其權力の平均せし為りのみされば楠氏の一撃一ふひ鎌倉政府の權力を挫き人心既ハ分離の勢を進みし後ハ北



條氏の威望又た之を收拾をべらば諸國の大名靡然  
として響應し皆を合一して政府に向ひたときさし  
も精強なりし鎌倉政府も僅うに三ヶ年を過ぎざして  
悉く解体し百五十年の太平も一朝に烟とぞなむも左  
鎌倉政府をうやうに容易く滅びたれども之も叛き  
て兵戎執りし大名家人等も於ては實も危を蹈み險を  
冒もの事業もして非常の決断と要せしものあり蓋し  
此舉や諸方一時も蜂起しをるが如くなまとも素と相  
互も同盟し計を通し事と共ししたるもあらざれば各  
人皆も一箇の兵力を以て政府も抵抗をると同一あり

地位も臨りて抑も各人一箇の兵力を以て條氏の精密な  
る配分の下も極りて僅もふも為り勤王の工守と  
激せり然りと雖も其をも思ひ立つや亦も非常の危険  
を冒さざればならぬ故も鎌倉政府全く滅亡して後醍  
醐歸洛ありて後諸方は勝りたり大名家人も各  
其功も誇り其勇も稱して其奉養振出し其徳も鳴りて多  
年鎌倉政府の下に室屏し積鬱の氣を十分も伸  
べんとし勢も東より西より南より北より皆も京師  
と指して雲集せし是等は何をも敢死の兵剛勇の士も  
して後醍醐の爲りも鎌倉政府を亡滅せし不就ては親  
族と失ひ身体をも傷け敵の一隊をも敗り一將をも識



せし者共なきば中興政府の下も於て我こそ若干の  
 封領をも給はらう我こそ何等此官位も叙せらるべ  
 なき家と起し名を立侍るの時至てふなりと皆不欣こ  
 として非常の望と後醍醐の政府に屬してぞ居たりけ  
 る正徳元年日我功を以てせし日新の帝とす  
 然るも此等の武夫が京師に到着をば不及ひて其兼て  
 期せし所を皆不悉く失敗したりたり彼の後醍醐の兼  
 てより望と屬せし社所兼鎌倉以來の威なき武人の  
 權を殺し公家一統の世となさむとの目的は然らば以て  
 之と打滅をば於てこそ武夫の力を借りて社既ふ之と  
 打滅せし後を之と安樂代共ふをば其好む所を

る神教政府の教を長く帝室に柔弱をばめたる後  
 醍醐の如き天皇と雖も一點の勇氣と胸中小蓄へざる  
 なる故に事ごとくに武夫と性質を異し最も困難の時  
 と雖も武人と面會をばらば嫌はれたり其目的彼の  
 如く其性質此の如くなりて以て鎌倉滅亡の後及び  
 ては彼の柔弱にして夫斷たなく知略を以て唯だ詩歌  
 管絃の巧みなる婦女子の如き無功の公家原祈禱  
 と為して僧侶及び媵妾等が第一に恩賞と高官とを占  
 め廟堂の上に充満し諸國の庄園を拜領して又た武夫  
 を補ふべき任もあらず武夫に給ふべき地もあらず或を之  
 あれとて所を以て數名を給ふをあるに至る太平記



武家と士族

或ハ内奉より許ハ勅許を蒙ルハ決斷所入テ論人ハ地理  
 を付ケ又決斷所入テ本主安堵と給ハ其地  
 を別人の恩賞小行ハる程ハ所領一々故ハ武  
 所ハ四五人給キ主付ク國々の動乱止む時ナリ故ハ武  
 人の功勞全く無効となりて其利ハ白面の人ハ奪ハ社  
 たり然キども是猶ほ武夫等の蒙リたる不幸の最なる  
 も此ハあらハレバ彼ハ彼の公家僧侶等を俄ハ小國家の  
 政權と執リ諸人の上ハ立つ身と成リしハ諸國の武  
 夫を皆ハ其ハ賤蔑する所となリ而シテ其俸領亦た  
 多かりしハ家俄ハ小富みて驕侈の有様人の耳目と  
 驚キし品行敗キ風俗崩キ醜聲四方ハ聞えたり太平記  
五十餘ヶ處の守護國司國々の關所大庄とハ悉ク公家  
 被官の人ハ拜領ハる間陶宋の富貴ハ誇リ鄭白の衣  
 食ハ飽けば其外種種殿と文觀僧正の奢侈端亂然  
 の事を記すこと詳ハる太平記卷の十二を見

諸國の武夫ハ之と其肩を能ハさるのみならず其外  
 には亦マて香車の後ハ走り内ハ在リてハ青侍の前ハ  
 跪カざるを得且つ當時最も武夫の榮譽とシたり  
 御家人の名ハ廢セらる凡下と區別なきに至リ是れ  
 豈ハ武夫の最も怒ルべき點ナラヤ然キども是猶ほ  
 武夫等の蒙リたる不幸ハ最なるものに非らざるなり  
 中興の政府ハ天皇ハ政府ハ多代以テ萬事儀式と正ハ  
 一裝飾を要スルものナリ故ハ官省新築を修ムべから  
 ず宮殿新設セざるべからざる是ハ隨ハ無用の土木盛ニ  
 起リ官庫空乏紙幣を發行するも償不能ハを以テ終ハ  
 日本國總て然地頭御家人の所得二十分の一ハ課して



之小流、小至まり其他武家の法制も悉く廢絶せられ  
 武士の慣習も皆を賤蔑せられ政令朝夕小改まり、  
 其財産も頼む小足らず勲功も許ふに處ふく、  
 人安き思ひなかりなり梅松論曰く今の例は昔の新儀なり朕の新儀を未來の先例たつべしと新ふ勅裁新々開文たり記録所決断所置る朝小變一タ改まり此の如き諸國の勲功小誇論言朝小變一タ改まり此の如き諸國の勲功小誇  
 諸人の浮沈死掌の如し、  
 り恩賞を望み、  
 大名武夫を京師小到着は、  
 て遭遇せし所の有様を、  
 故武夫の功勞、  
 凡て水泡  
 歸したるのみならず却て鎌倉政府の時代より許多  
 の不幸茂蒙心れり是と豈はいつまで耐忍もべけん  
 や夫も當時の大名は既小鎌倉政府の威力を以て制を

程の兵力は有するも此小あらをや其轉戦  
 の間小顯ハせし拔群なり知略軍功等、  
 更し其兵力と  
 増し其結合を固り、  
 免れし封建の勢次第小膨脹し  
 地方の有様亦た従前の如くならずされ、  
 鎌倉政府よ  
 りも一層嚴肅し、  
 て且つ威力ある政府と創立をなす  
 あり、  
 政事上の權衡と保ち得、  
 とも見え、  
 けふ小却て柔軟なる公家原と率ひて、  
 勇敢なる大名等  
 茂制御せしめんと欲を、  
 其を淺猿なき、  
 武家の  
 面々皆を由狀と捨て、  
 訟を止め、  
 怒て其本國小歸り藤房  
謝を諫むる語不曰く元弘大乱の始め天下の上卒擧て官軍に屬せし事更し他な一戦の利と以て勲功の賞小類らんと思へる故なりされを世靜謐の後忠と立賞を望む輩幾千万と云ふ數と知らを然きども公家



被官の外に未だ恩賞と給たる者あらざる中、祇と捨  
たれど止りしうち思功の立たざるを恨み、政道の正し  
く歸りぬと稱して皆本國令の如く公家一統の天下ふら  
んといふ諸國の地頭御家人も皆奴婢雜人の如くにてあ  
らべし哀き如何なる不思議の事出来て武家再び四海  
の權と執り世中ふなきと云ふと思ふ人のみ多うまけり  
如此き人民の上ふ立てり、如此き政府も善く永久を保  
つ能はざるや知るべきなり是より親政は名稱も武夫  
の心伐繫くに足らざる天皇の論言も世の冷笑をも所と  
なりて天皇歸洛の後未だ一年と經ざる小關東關西共  
ふ反きて一方と鎮定をれど又一方より起り其他種々此  
事情をもして諸國の武夫も終ふ源家の末流なる是利

氏と新田氏の二黨と奉戴するに至り故小中興政府  
は天下を得る此暇なく既ふ天下を失へり、故に  
此二黨強大ふあるに及びて互に釁隙を生ぜしむるに公  
家の政府素より之を鎮定すべしとの兵權もなく之を裁  
判するべきに知略もなく唯だ僅うふ新田黨は命しむ是  
利黨の強大と制せんとしてせらるるに斯く後醍醐新田  
黨の上ふ立つに及びて是利黨は持明院の血統を奉  
立てり之と争へり是より二黨此争ひ帝室兩流の争と  
なり諸國の武士も此兩流の下ふ従ひ互ふ相ひ戦ふ是  
邊則ち世に南北朝の戦と稱するも此より我日本人  
民も嘗て經驗するより最も殘虐なる革命の一の事な



南北朝の戦の間小新田氏楠氏の如き豪族を亡滅した  
れども猶ほ足利氏の親屬臣下の志を得ざるものば  
數々南朝に投じて之を抗しき處に付て五十四年間殆  
んど戦亂止む時なく此打續する戦亂の間小弱を強ふ  
食まれ小を大に併され鎌倉政府の時は一度整ひしり  
し順序は全く破壊して復た見るべき跡方もなく此際  
不當りては一般人民の有様最も憐れきありき何ぞの黨  
の勝つ小もせよ最も損害を蒙るも此を關係なき人  
民を其君小忠を盡し其黨小勝を得させん為り小人  
民の財産を奪掠せらるる家屋を焼き盡され丁壯を奴隸

とあり老弱を饑餓に遣ふ其有様見る小忍びなきも此  
あり太平記北畠顯家の陸奥を登る時其部都合五十  
神社佛閣を焼き掃ふ物に在る此勢の打過る所處を拂  
ふて海道二三里の間小を在家の一宇も残るを草木の  
一本も無りけり○越後の兵新田義貞と越前小牧の  
と加賀まで攻込て時兵糧ありて道の多年の兵  
亂に暫く逗留して行末の兵糧を用意をす加賀の蓋  
古來我國の人民此時程の辛苦多きありまづ北の奥  
羽の片偶々を南を九州の末小至りて大軍北横行を  
る前後幾回ぬれ戎知らざる恰も大風の砂袋捲き石を飛  
して四海の内昏朦と存望たざる有様あり此戦連綿と  
て長く打續するに諸國次第に凋弊し始り小は常に  
數萬と動いて戦き強黨も終り其生力次第に失ひ毫も







第六章

南北朝の戦乱以後  
戦國に至るまで

南北朝五十餘年の戦亂後國家の有様全く一新して舊  
時の状態と存せらるれば極めて稀なり今其景況茂略記  
せん蓋し鎌倉政府の時小於てハ所謂大小名即ち守護  
地頭卿家  
人をなすも此其數甚だ多くして其領を多所の土地大  
なるも四五荘小過ぎず然して皆ふ其領所を邸宅と構  
へ農工を少く其近傍を集まりて小部落と為し其小  
れものも數十人の武夫を率ひ其大なりきものも數百  
人ふら上らざりて其配分の法極りて均一を勉めたり  
南北朝の時及び其後小及びても大名の小にして弱ふ  
るものあり或ハ滅亡し或ハ併吞せらるるて大名の數

大小減少し其領を多所の土地大なるも四五荘小は  
小なるも一二州以下を皆ふ堅固要害の地小城廓と  
構へ商工も其近傍小多く集り其帥あり所の郎黨も大  
ふりも數萬人小なるも數千人小下らざる而して其臣下  
の内ふも數千人と率あるものあり小至れり又た公家  
武家の間をの關係を考ふに鎌倉政府の時ハ公家  
を猶ほ尊威とせし失ハざるを以て高名心あり武夫と  
して屢々其指顧に應せしむる小足り又た鎌倉政府を  
も抑制せし所ありて南北朝の時及び其後小及びてハ  
公家を武家小對して權威を失のみならず全く是れ凌  
蔑せらるる所領をも專領せらるるハ其數も多し  
太平記卷二十六



妙吉侍者高師直師泰と謙り得し語と曰く武藏守越後  
 守の者申せぬ賞を少所と御思ふ給ふ其近邊寺社本所  
 官の歎き申せぬ賞を少所と御思ふ給ふ其近邊寺社本所  
 の所承領ありし事の境と越く知行せよか下知人又正  
 く承領ありし事の境と越く知行せよか下知人又正  
 よく承領ありし事の境と越く知行せよか下知人又正  
 玉を本を以て造る金と捨てて春らむやと云生言の院  
 さよ云々は是れ二千零十一年の乱事禁裏仙洞竹苑三  
 三の白二卿殿上諸司百官の宿所多焼け亡て今  
 とを始ふ十て天此二十餘年の官の宿所多焼け亡て今  
 地を拂京白川武士の屋形の外に在家の寺合戦の時  
 う或大井桂川の貴族の底の水肩となるや或は田舎  
 達國の落下門竹扉の野の賤さ身と寄せ或は田舎  
 霜立忍朝氣の煙絶て後首陽小死を夜人多し公家の  
 霜立忍朝氣の煙絶て後首陽小死を夜人多し公家の  
 の族を富貴日頃ふ百倍に轉身ふ錦繡と塵の食武家

八珍と盡せり云々是二十又其大名及び人民の關係を  
 考ふる小鎌倉政府の時と於てハ守護地頭の職も有功  
 の將士と與へらきたりと雖も猶ほ人民を治むるを其  
 職務にして時々其治法を視察し督責する擧も見え  
 り南北朝の時及び其後不至りてハ人民を地頭の所有  
 の如く地頭を守護の所有の如くみえて其掠奪を擅  
 したれども之を禁するものもな<sub>太平記卷三十三</sub>  
 天下を成敗せし時諸國の守護大犯三箇條の檢断の外  
 を一國の成敗雅意小令を大小の事共小只守護の計  
 くに其仕成敗の社本所を領を兵糧料所として押して  
 羅九州の探題の如く波其變遷此の如くなるを為り小  
 其社會なるもの復た往時の社會小あり其人民政府

日本開化小史 卷三 第六章 十六



End of Jintō  
turn

なりしもの復た往時の人民政府ふあらば其王室公家ふ  
ふもの復た往時の王室公家ふあらば唯だ日本人人民一  
蹴して一新世界の内ふ入りせ給ふ如くにぞ見えふ  
何代以て此の如き變遷と生せしやを考ふるふ蓋し鎌  
倉政府既ふ亡び南北の兩黨兵と内地に動ふをふ當て  
兩黨共ふ其兵力太く相異かふあにあらば其土地亦  
た兩黨の有ふあらば其門地亦た太く貴賤を異にする  
ふあらば其武夫亦た悉く養兵ふものふあらば以て  
全く烏合のもれあり故に一勝一敗以て敵となるべく  
以て味方となふべし其安危存亡瞬息の間ふ變をなす

以て之を首長をなすもの常ふ戦々兢々として唯だ一  
たび得る土地及び人馬を復た之と失はざらん事と  
顧慮せり蓋し諸國ふ土着の武士起りしよを地方を治  
むるに任する將帥の器と撰まざるべからざる鎌倉政府  
の置く處の守護職の如きは警察裁判と兼ねると雖も  
其實鎮將の如き者あり天下亂るふ及びて此等の武  
夫亦た寄る處なし唯だ強者ふ就く其武力代試みんと  
欲ふ故に戦勝てを雲の如く集まり敗きを霞の如く散  
る之を將きもの亦た之と如何ともすふれし故に一  
たび得る土地及び人馬を復た之を失はん事代恐ま  
即ち己の黨與を諸國に配賦し以て之を管領せしめ

日本開化史 卷三 第六章 十七



り之と守護と稱す是法能く小武夫を約束し得べしと雖も其守護をなす者未だ以て忠節無二危小堪ゆべしの人と為る能はず故小之に許すに専權を以て之小與ふべし小土地の富と榮譽の位格とを以て其甘心を得て以て其黨と固結強大ならしむんと企てきり斯く廣大なる土地を小與せらば、小及びて此守護亦た容易に之と失ひさらんが為小主者の爲を所し傲ひく之を其從者小分割し從者も亦た之に傲ひて分割し各々其從者小任して以て其領地の武夫を統轄せしむゆゑ小土地の領主を則ち軍門の部將として一朝事あるを即ち帳簿を閣して甲冑と着し算筆と抛き刀劍を提へ各々

其統轄を多所成率ひて將軍は旗下小集り以て敵小向ふされが人間の階級大小増加して上を將軍の下を部卒下民小至るまで次第小君臣の約成立て、以て統轄を多小至るは是れ時世の勢然らざるを得ざる小出ると雖も其土地人馬成守るは方法亦た巧みな處あり南朝北朝共ふ此の方法と勉むたり而して南朝は於ては時務は暗き公家専ら事を執る代以て智略ある諸將も力を伸も亦能らざるが是利氏も此方法を十分小行ひ數多の武人と己の黨與と不きりしは終小能く南朝と亡ぼし一時天下の武將と仰ぎ、を得たり是れ則右の如き變革成國家小發する原因小して我





國封建の勢終小熟成に至りても全く之小基と云ハ  
 然りと雖も足利氏として其抗敵を滅せしもの  
 又足利氏をして其威力成海内小失ハ一免し所を重抑  
 黨與を封建を成の事ハ敵の侵入を防く小利ありと雖  
 も結合すふの力に至りては極て弱きものなり夫の土  
 地の富と軍馬の力と蓄ふものて少許の不滿も主  
 者に向ひて抗抵を試みんとするは勢あり史家或ハ是  
多事と以て尊氏南朝は叛く應報と為すものあり然り  
と雖も古來各國封建の世ハ必ず乱臣賊子あり温良  
の君と雖も亦た害は遇ふは必ず小ありを封建の武  
族を威服せしむるは未だ品行を以て論をべらば  
也足利氏を真不武將と仰ふ社あり然もとも仰ふ志あり

たり小ありはるる南朝の勢衰ふると同時は此守護  
 と漸く制をべらるは此と好りて足利氏の初三代  
 ハ其君臣父子兄弟の戦ふ殆んと暇なき者の如し然し  
 て其三代の末に至りては關東の藩鎮をりし足利氏の  
 一流漸く室町と相闘くの色と顯せりはるる南朝の  
 亡ぶる小及びては更小南朝を恐るべきもの諸國に  
 充満をり名分の上小於てこそ君臣上下の差別あり其  
 實力小至りては之は頑頑をべし程の大名極めて多し  
 而して其叛くや足利氏十分小之は討滅すふ程の力あり  
 なる故小其降るや亦た其罪を責り其封を割く能ハ  
 るされど當時の大名等相語て曰く家を大小せんと欲



せが叛より善き者なり」と又た曰く弱き者を誅せらるる  
強き者も禍を免るる兵と連ねて自ら強ふるも若ら  
む」と其凌蔑する如此故に位足利氏の下にあると雖  
も力能く執事と定め又た能く之を倒し威能く將軍と  
擁し又た能く之を追ふ其專横放肆至らば所が是  
を特にお室町のみならず鎌倉亦た然りさまを是ら  
政事上の一致全く破れて所謂政府なるも此もふく人  
民ふくものもなく全國一般の法令行われずして皆一  
地方お限り一曲處お止まれり此時に至りて人心再び  
北條氏の政治と追慕し鎌倉の禮義法度を知らるを以て  
撰まむるに執事あり斯波高經貞永の成敗も似たりとて撰

まむるの管領職あり細川頼之其他一二の人物ふるもあり  
むと雖も國家の勢亦救藥すべからざるを空しく舊政追慕  
の情代史上お訴ふ耳建武以來武目追加の筋文は曰く  
所謂善者ありと雖も亦之と如何ともをばふべしと  
云ふもれあるべし然るども南朝の亡びし時二十零五  
より應仁の亂二十零二に至りて迄殆んど七十年間稍々  
少康と稱する者あるも此等の人此力お歸せざらば  
ららばるるを其間敢て戦亂ふしと云ふも非ざる則鎌  
倉將軍も此際お滅し室町將軍も此際お弒せらるる  
をある關東及び九州地方を絶えを戦亂の有様にして  
京畿近傍亦た時にお大戦あり室町におありては二十零五  
十七年にお大内義弘の亂あり



赤松満祐將軍義教を弒せり關東の叛ありて二十一年小  
 六年前上杉氏憲の乱ありて二十九年二月二十七日  
 録倉持軍亡ぶ其他の乱ありて二十九年二月二十七日  
 後の時代は比社を較戦亂少なりと云はざらむ  
 此際足利氏の制度少く定まり者町長禮式奉行武者頭  
 等の制を定む鎌倉の管領を之に倣ひ自ら將軍法令亦  
 と稱し家老と管領と稱し更ハ屋形を置けり軍法令亦  
 た設らるる並武以來の式目其制度法令決して實行せら  
 きたるふあらざると雖も稍々大名等の威權を制し其皇  
 張と抑ふる所ありたり然も一般の人民小至り  
 てを此時に至りても猶ほ休息をば事を得ず戦亂の未  
 た鎮定せざらば項より將軍及び大名等を早く既小人民  
 の財産を奪掠して其驕逸を資けり戦亂の定まるる小

至りて之を行ふこと益々甚し  
 太平記卷之三十三都小  
 計と盡るふ異國本朝の重寶を集めり百座の粧を寄合治  
 曲録の上小豹列を皮と布並居たれを段子金襴を裁きて皆  
 の諸侯々々遊宴をふす時食膳方丈とて座の圍四方具國  
 の珍物と備ふき其劣味の魚鳥とて面五尺の真折  
 敷に十番の齋羹点心百種五味の旨酒三献過茶の懸物  
 共色々様々の外雙べたり飯後旨酒と過茶の懸物  
 頭人々奥染の物各百十重副置く番の頭沈の度  
 頭人々色々麝香の神三盆入て置く番の頭沈の度  
 沙金百兩布麝香の神三盆入て置く番の頭沈の度  
 今為立たぶ麝香の神三盆入て置く番の頭沈の度  
 く、後、の、人、二、十、積、重、ぬ、さ、火、打、袋、を、さ、柄、一、様、と、云、ふ、一、事、引、打、  
 替、知、ち、物、と、是、を、も、す、べ、り、と、取、て、歸、ら、ば、互、道、世、者、見、物、の、為、  
 替、知、ち、物、と、是、を、も、す、べ、り、と、取、て、歸、ら、ば、互、道、世、者、見、物、の、為、

日本列島... 卷之三十三 第六章 主





手と空に歸す田樂猿樂傾城白拍子ふんと小皆取らばて  
 を又供佛旅僧の擅施小も非矣只金と泥を捨て玉を淵  
 小沈めたふ相同此茶事過て又博奕を捨て遊ける  
 人のみあま五貫十貫立な色を一夜の勝負五六千貫負る  
 白拍子小賦り捨ける故也抑も此人人々寺社本所を押へ  
 取集りたる夫の後世に開化を飾るべき器具技藝之早  
 物共々此人々として飽かぬたを建築する金閣あり  
 く既ふ此の如くふりくると大名亦た之小倣ふて邸宅と  
 銀閣あり花の御行は覺る其費六十万緡高倉御所の障  
 子と一間の價二万錢皆ふ銖玉と琢る金銀皮鏤めたり  
 將軍此の如くふりくると大名亦た之小倣ふて邸宅と  
 壯麗小其驕侈を極め領内の民財を奪略し來りて之  
 と京洛の内不散せりさねを異國本朝の珍器玩具多く

此小集り綾羅錦繡の美も委して地小あを鼎と鑄玉を  
 石金ハ塊珠を礫と云ひけふ代の有様も斯くやと思ひ  
 知らさきさう此時小當り遊技亦た大に改まりて茶の會  
 も志ばし行り社を傳習し來りたれど是利義政の時  
 小至りて最も盛り小なりたり義政の茶ともてあそぶ  
 茶具より茶堂小至るまで美麗を盡さざるなりとぞ  
 田樂猿樂の類々常小遊宴小伴ふの一樂とふまり  
 條氏の時始まるなりとふも今詳らざるは猿樂  
 も亦た北條氏の時始まりて是利氏の時井田の八郎  
 泰の嘉兵衛此戲を大鳴呼古來人間幸福快樂の具多く  
 小進りたるなりとふも今詳らざるは猿樂  
 暴君汚吏の世に擅小貨財配今の公平なるさう時小  
 發をば成以て識者の賤む所とふりくると理なきと覺え  
 せり



兵部  
下  
有様

う、は貴族日本人民の頭上小立ちて其貪婪或擅小せ  
—ことあきざ當時人民の艱苦果して如何ぞや蓋し封  
建の世々是き奪掠の世界なり其奪掠を免うねんと欲  
せが黨派の力と頼まばさべからず當時の如きも人民  
間々黨派を立て、財産を守らんとせさう小あらず然  
れども其力弱くして直小破却せらさ他は為さべの  
術をか以て唯た黙々として上者の命小是れ従ふの  
み彼の大名等々斯く之と抑壓して人民の氣力と奪却  
—たれば後乃ち之小課多るれ租税と以て—其室と空  
う—其財と盡さふ至る然きども其暴貪猶未だ之小止  
まらば彼の豪族貴人から此財産と握取—之と驕奢の具

小濫用して商賈少く富を得る小及び即内之其命をも  
に倉役を以てして其貨財取戻—と倉役とを強て金銭  
其負債額は漸やく崇む小及び即ち徳政を行ひ以て  
其負債と解きり徳政とを借主の爲め負債と解きて債  
主小償ふこと小免をなすはまが民間の貸借全く壅塞  
して窮民生と營む能くを（應仁記諸國の上民百姓は課  
種を變へて謹貴をれが國々の名主百姓は耕作と得  
を田畠と捨て食し是小仕せてもたへ行く虎地院義  
満殿の御時より倉役四年小か度ふりけん普廣院殿義教  
の御代と小）て一年より十二個度ふりけん普廣院殿義教  
義政と（倉役の臨時に度月より）て一年より十二個度ふりけん普廣院殿義教  
あり（倉役の臨時に度月より）て一年より十二個度ふりけん普廣院殿義教  
の借銭と破らんとして前代未開の徳政と云ふ事と云出  
ん皆絶てて夏の民を此日いづらう亡び要する小海内

六門  
卷三 第六章  
三



賜元政元  
天子御旨  
宗全  
美祝

尚祝性  
子  
ト  
六

石川  
山  
三

の人民ハ皆ふ君主を載り其属謀とありて其厭くふま  
の欲と満たさざるを得ず其暴虐の命も従ひざるを得  
ざれば極小陥まり此時若し人民として威力あらしめ  
を其肉と食ひ其骨を碎くも猶ほあきたらざると云ふべ  
し彼の開明は人民の最も嫌忌せし主僕の教漸く威  
小なり此暴戾無慚の盜奪者と君主と仰ぎ君恩の萬一  
小報ひふと教へらるることをうたて付也  
然るに雖も是も未だ我人民不幸の極點に達せざらば  
是海内の人此の如き有縁を以て殆んど百三十七年  
間補武兵と擧げしの苦痛不堪なりしを終り二十  
二百年代の中頃に至りて限りなき潰爛の内小沈没せん

とぞ非たりのを其淵源と尋ぬる小是利氏の御所申す  
於る最も威力ある豪族二人を嫉妬の心を互小兵威  
執て相争ひしを勇氣ありし諸大名を各々其好む所より  
従ひ靡然として之小應小攝津舟波土佐讃岐阿波三河  
備中淡路和泉紀伊河内越中隱岐出雲飛驒近江播磨備  
前美作加賀凡て二十州十六萬人の武夫を夫々此守護  
小従ひて京師の東に陣し但馬播磨備後伯耆備前因幡  
美作石見越前尾張遠江大和河内紀伊能登丹後伊勢土  
佐美濃周防長門豊前筑前安藝石見伊豫凡て二十六州  
十一萬六千餘人の武夫を夫々の守護小従ひて京師の  
西小陣中互し獅子の如く怒り虎の如く叫びて日頃の

日本開化史 卷三 第六章 二十四



武勇を現せり此時小至きて是利氏亦た王室の如く京洛文弱の氣に薰染せしうは彼が始め王室と擁して戦ひをはり如く亦た此二軍の爲りに擁せりさて將軍れ名も唯を僅う旗鼓の光榮と添ふとの一具となさうのて然れども此等の事を最早武夫の氣を輕重をる小是らはりなり此戦の關ふ小常と兩陣の主長共小俄る小死去さすは無數の將卒猶ほ相對して日々夜々戦争止む時なく殆んど十一年間洛中も相對時せり斯く洛中も於て戦争をふ此時小當て諸國も於て亦其黨も從ひ互小相鬪争せり就中關東も早く亂れ是利氏の威力及ぼさざるうを此戦も關係なきか

如く形も其豪族等又各々相軋して自己の戦止む時ありなりされば人民の家屋を概ね兵燹し懸り夫の豪族等の器具も貴貨珍寶も互小取り合ひの目的とありて全く消滅し京洛の内も傳りたる古來の記事文章等も多々焼く盡しり又此戦も其後王室も衰へ彼の南北朝五十餘年の戦亂を王家の尊威大に衰へたり小均しは應仁の亂十一年間打續きたる後足利氏も威力悉く地に墜る將軍の命も大名と動くを能くし王朝の時も久しく武人の影慕を得尊氏の創業も士心攪る助とふたり源氏も血統も此に至りて武人の頼みざる處と此より是れを諸大名も皆各々其國



小據ありて鄰國を攻撃し天皇命を極く聞かず將軍令を  
も肯せず唯だ無益なる戦争小人命と財産と浅瀬爛  
して徒に其高名心を慰めんと思ふ所のをこれに諸國  
十分小分裂して全く戰國となり如何なる小國と雖も  
皆小城廓を構へて其領土の親族を防護をたり國家の  
有様此の如きに及び海内一般に壯を人類を滅絶する  
職業に従事し老弱を之と支ゆべき器具糧食を製し人  
間社會を幸福を營むは場所小ありて吞嚙を試む  
この區域と成り猛寇無雙の勇士諸州を充滿してさし  
小尊むべき人命も鴻毛すを軽く見做され人々へ見  
まが嗚を常に相戰をえとぞ構へけり諸國の大名等ハ

之を養ふに忠義の教を以てし之を勵はるに奮死の榮  
と以てし即ち之を驅るを以て隣國を侵入し其貨財を掠  
り其人命を奪ひ目小觸る者も凡て刀鎗と兵燹と小委  
し以て歸り或は敵國及び勝を得る事ありて必す之  
小報ゆの小更に甚し其時彼國に於て二千四百十年の  
頃時は二千二百五十年の頃迄より有害の戰亂海内  
一般に行りて甲興り乙倒さ丙散り丁集まり昏々紛  
々相亂して其常形を見ざる交互錯綜して理なき處  
あり其混蕩の間小將軍も管領も名あり公家も大名も  
行方知れず消え失せたり其の極て多し人間社會の有  
様此の如き小至り真小憐むべき事なりや嗚呼人豈



皇朝文獻通考  
卷之...

小他人の爲る小世に生きたんや然る小當時の人民自ら  
世に立つ能はざるを以て他人の用ふ供せざる  
を得ざるのみならず因習の久しき之を以て人間の榮  
譽とを小至る人間の有様憐むべきの極度小達を  
云ふべきなきを以て  
神教政治の勢威なる時小當て帝統の神權を信ぜざ  
るものありれが其朝廷亂は其朝廷亂よりときを其人  
も亦た世小立つ能はざるべし封建戰國の時小當て  
忠義の教を疑ふものありれが其君家亡ぶ其君家亡ぶ  
れが其人も亦た世小立つ能はざるべし列國對峙の  
時小當て報國の心なきもれありれが其國破る其國破

るを以て其人も亦た世小立つ能はざるべし彼の報國忠  
義神權の如きも當時小ありてを皆人も益を不む  
のなき若し其れ益なくを豈小能く人心を集合を  
は此の如き小至らんや聖人出づるに及びて之を經  
典とす之を集録して以て世小教ふ而して世人の之  
を信する愈々厚く社會の結合愈々固く之を祭古小  
徴する之を萬國に贊ふ小絶て異例を見を即ち知る此  
等の教皆小當時小次くべからずれ一具にして異  
時異處の見識を以て賤蔑をべからざる事然りと  
雖も余を以て之を見ざる是皆な一時變を制するれ  
教ふるの如何なる變と云ふ請ふ逐一之を述べん夫

日本開化史 卷三 第六章 千七



世人の社會小仲間入をもれを素と其便を得て一  
生を快樂なうらんや為らざるや各々自ら其利  
を計りて勞作し害を他小及ぼさずれが其事已らん  
のみ素とす其國を立てを何を報國哉要せん素とす  
君臣ふし何ぞ忠義を知らん素より君統ふし何ぞ神  
權を用ひん人や善と為さず又や惡と為さず善惡邪  
正の教長く跡を人間社會小絶たん人間社會たのむ  
の宜しく此の如くふし是余ら人間社會の正状  
と稱すは所也社會の有様は正變なり余ら其幸福最  
も多きを以て假り小正状とす其他と  
變状と然りと雖も人世變多し或を國を立て或を主と  
立て動もをれを互小相吞噬して以て快と呼ぶ神權

忠義報國の教亦た少しく其勢と慙懣をもれなり  
小あらざる豈に能く萬世不易の教とふす哉得んや且  
其は此等の教皆なり一身の利益を捨て他人の利益と  
計りの語なり若し一點私心弒其間と挾むとさる之  
と貶して偽とす是は其意偏小國に許し君に許すと  
尊ぶがゆゑなり嗚呼人間豈小他人の爲し世に生ぜ  
んや其私心と把らざるを實し其私に利あるが爲し  
人々之と尊ひ聖人之代教ふと雖も人々の爲し私  
利と計りて私利と得たる時こそ始て憾となすふべ  
し故に余ら神權忠義報國等の教を以て人間社會の  
變状を處する此一具と爲し而して完全無欠の教へ





と認むる能りぞ然りと雖も俄ち不之然排除を以て  
 望む小あう矣唯を速に排除すべし氣運を達せし事  
 と望むのみ  
 日本開化小史卷の三終

卷之三

明治十年七月十日板権免許  
 同十五年七月六日再板御届  
 同年七月十二日出板

著述兼出版人

静岡縣士族

田口

卯吉

東京牛込區牛込北  
 山伏町四十三番地

東京 書林 賣捌

- 日本橋通二丁目 北 畠 茂兵衛
- 同 通二丁目 稻 田 佐兵衛
- 芝三島町 山 中 市兵衛
- 浅艸茅町三丁目 北 澤 伊 八
- 小石川大門町 青 山 清 吉
- 日本橋通三丁目 丸 屋 善 七
- 同 通二丁目 小 林 新 兵衛



